

中間前金払制度を利用しましょう！

～ 中間前払金保証のご案内 ～

1 『中間前払金』の利用で 請負金額の6割まで調達可能！

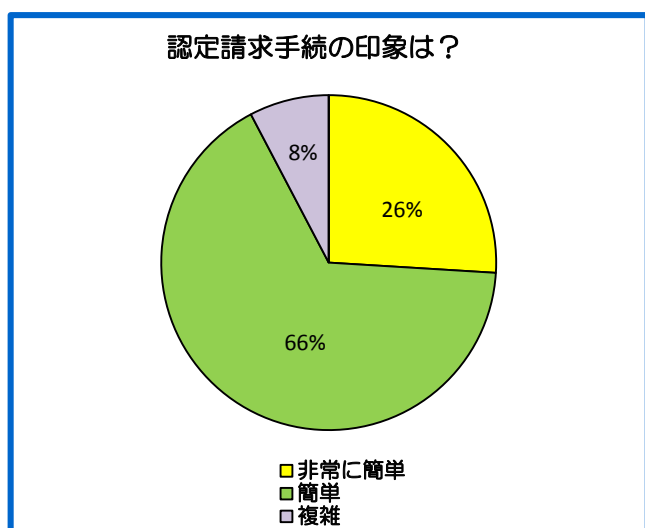
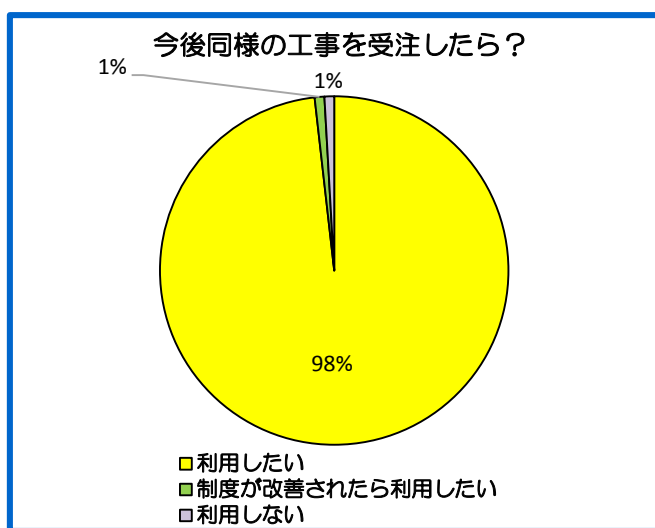
前払金 4割 + 中間前払金 2割

利用のための要件は、

- ① 工期の2分の1を経過し、
- ② その時までには実施すべきとされている工事が行われており、
- ③ 進捗額が請負金額の2分の1以上 となったとき。

履行報告書でOK！

2 中間前払金利用者の声 ～ 当社中間前払金アンケート結果から



3 『中間前払金保証』のポイント

ポイント1

認定請求手続
が簡単！

書類は、

「認定請求書」+ 「**履行報告書**」でOK！

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも
簡素化・迅速化されています。

国土交通省通達（令和2年3月11日国地契第57号等）

ポイント2

保証料が低廉！

中間前払金保証の金額を問わず、

「**一律 0.065%**」と低い保証料率！

※ 保証金額1,000万円の場合、保証料は6,500円

※ 中間前払金は全額「現金」で払出可能です



HOKKAIDO CONSTRUCTION SURETY CO.,LTD

北海道建設業信用保証株式会社

業務部 TEL：011-221-2092 旭川支店 TEL：0166-26-0395 東北支店 TEL：022-723-2255

帯広支店 TEL：0155-24-5806 東京支店 TEL：03-3553-1618